

## ●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年8月1日

香川県監査委員 平木 享  
同 水本 勝規  
同 鍋嶋 明人  
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成19年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中讃保健福祉事務所	平成20年4月17日
東讃保健福祉事務所	平成20年4月18日
食肉衛生検査所	"
西讃保健福祉事務所	平成20年4月23日
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成20年4月24日
障害福祉相談所	"
保健医療大学	"
子育て支援課	平成20年5月9日
障害福祉課	"
薬務感染症対策課	平成20年5月13日
医務国保課	"
生活衛生課	"
健康福祉総務課	平成20年5月14日
長寿社会対策課	"
保育専門学院	平成20年7月18日
斯道学園	"
精神保健福祉センター	"
川部みどり園	"

- 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

### (1) 指摘事項

該当事項なし

### (2) 指導注意事項

#### ア 収入について

(ア) 行政財産目的外使用料の未納分について、督促状が納期限後20日以内に発行されていな

かった。 (健康福祉総務課)

(イ) 普通財産の貸付けに係る収入調定について、長期間にわたり調定時期を遅延していた。

(障害福祉課)

イ 証紙収納について

(ア) 介護支援専門員証交付手数料に係る証紙収納において、消印漏れがあった。 (長寿社会対策課)

(イ) 証紙収納について、適正な事務処理を行う必要がある。 (薬務感染症対策課)

- ・ 証紙収入（貼付）が過納になっていたので、適正な処理を行う必要がある。
- ・ 免許更新申請書に貼付された証紙の消印が、審査後直ちに行われず、まとめて行われていた。
- ・ 証紙収納簿について、日ごとの記載がなされていなかった。

ウ 超過勤務手当について

超過勤務手当の支給及び勤務の振替が行われたものについて、超過勤務命令簿が作成されていないものがあった。 (障害福祉相談所)

エ 特殊勤務手当の支給について

(ア) 航空機搭乗業務手当について、支給漏れがあったので、追給する必要がある。 (中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所)

(イ) 有害物等取扱手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (西讃保健福祉事務所)

オ 旅費の支給について

旅費の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。

(子育て支援課)

カ 契約について

随意契約に係る見積書については、二人以上から徴収すると規定されているが、一者からしか徴収していなかった。 (東讃保健福祉事務所)

(3) 検討指示事項

健康生きがい中核施設の管理・運営について

健康生きがい中核施設については、平成10年度から各圏域ごとに順次整備し、指定管理者制度が導入されているところであるが、今後の施設の管理・運営について、施設の改修・修繕等の将来的な財政負担のあり方を検討するとともに、譲与も含め、早期に適切な対応を図る必要がある。 (長寿社会対策課)